

項 目	景観形成基準
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺への圧迫感や威圧感を与えず、周辺の山々やまちなみと調和したものとしてください。 ・“下田まち遺産”になり得る地域の特長的な自然・歴史・文化・人の暮らしに関連する資源を景観的に阻害しないよう配慮してください。 ・周辺との調和に配慮した配色としてください。 ・太陽光発電設備・風力発電設備類は、原則、公共の場所(公道・公園・浜辺・眺望点等)から見えないような措置を講じてください。 ・太陽光発電設備・風力発電設備類の色彩は、低明度かつ低彩度などといった落ち着いたものを使用し、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしてください。
開発行為 宅地造成	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木がある場合には、その保全及び活用又は代替緑化などの措置を講じてください。 ・現状の形状を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮してください。
土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘削 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び採取方法を工夫するとともに、敷地内の既存樹木の保全や緑化などの措置を講じてください。 ・採取後及び採取中の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮してください。 ・採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元を図ってください。
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、 その他の 物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さないよう配置し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方法等の工夫により、整然となるよう配慮してください。 ・周辺から目立たないように、緑化などによる工夫を施してください。